

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

主催・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山形支部
共催・一般社団法人山形労働基準協会

労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

この度、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしましたので、ご参加下さいますよう、ご案内申し上げます。

記

対 象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日 時：平成 28 年 8 月 29 日(月) 15:00～

場 所：ホテルキャスル 2F「弥生の間」

内 容：①受動喫煙による健康への有害性

②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例紹介

申込期限：平成 28 年 8 月 10 日(水) 期日厳守

参 加 費：無 料(テキスト等も無料)

参加要領：以下の申込書にご記入のうえ FAX(023-644-0086 山形労働基準協会)にてお申込み下さい。

以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込書

事業場名	
所在地	
連絡先	
参加者名	